令和８年第６回佐伯市議会定例会　予算外議案の概要

議　案

議案第 132 号
佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について
（議案書４ページ）

令和８年 10 月５日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給与及び議会の議員の期末手当の改定を行う措置を講じようとするものである。

＜主な改正の内容＞

（１）　佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条及び第２条による改正）

①　職員の給料について、令和８年４月１日に遡り、国家公務員の俸給表の改定（行政職給料表の改定）に準じた上で、各号給の額を 0.36％引き上げる（第１条による改正の別表第１改正関係）。

②　職員の令和８年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第１条による改正の第 25 条第２項及び第３項並びに第 28 条第２項第１号及び第２号改正関係）。

【期末手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	６月期	1.2625 月	1.2625 月	0.0000 月
	12 月期	**1.2625 月**	**1.2875 月**	0.0250 月
	計	2.5250 月	2.5500 月	0.0250 月
定年前再任用短時間勤務職員	６月期	0.7125 月	0.7125 月	0.0000 月
	12 月期	**0.7125 月**	**0.7375 月**	0.0250 月
	計	1.4250 月	1.4500 月	0.0250 月

【勤勉手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	６月期	1.0625 月	1.0625 月	0.0000 月
	12 月期	**1.0625 月**	**1.0875 月**	0.0250 月
	計	2.1250 月	2.1500 月	0.0250 月
定年前再任用短時間勤務職員	６月期	0.5125 月	0.5125 月	0.0000 月
	12 月期	**0.5125 月**	**0.5375 月**	0.0250 月
	計	1.0250 月	1.0500 月	0.0250 月

③　上記②により改定した期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、令和９年度から６月期及び12月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第２条による改正の第25条第２項及び第３項並びに第28条第２項第１号及び第２号改正関係）。

【期末手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	６月期	1.2625月	**1.2750月**	0.0125月
	12月期	**1.2875月**	**1.2750月**	△0.0125月
	計	2.5500月	2.5500月	0.0000月
定年前再任用短時間勤務職員	６月期	0.7125月	**0.7250月**	0.0125月
	12月期	**0.7375月**	**0.7250月**	△0.0125月
	計	1.4500月	1.4500月	0.0000月

【勤勉手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	６月期	1.0625月	**1.0750月**	0.0125月
	12月期	**1.0875月**	**1.0750月**	△0.0125月
	計	2.1500月	2.1500月	0.0000月
定年前再任用短時間勤務職員	６月期	0.5125月	**0.5250月**	0.0125月
	12月期	**0.5375月**	**0.5250月**	△0.0125月
	計	1.0500月	1.0500月	0.0000月

（２）　佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正（第３条による改正）

国民健康保険診療所の医師の給料について、令和８年４月１日に遡り、行政職給料表との均衡を基本に医療職給料表の改定を行う（別表第１改正関係）。

（３）　佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第４条及び第５条による改正）

①　特定任期付職員の給料について、令和８年４月１日に遡り、行政職給料表との均衡を基本に給料表の改定を行う（第４条による改正の第７条第１項の表改正関係）。

②　特定任期付職員の令和８年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第４条による改正の第８条第２項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
６月期	0.9625 月	0.9625 月	0.0000 月
12 月期	**0.9625 月**	**0.9875 月**	0.0250 月
計	1.9250 月	1.9500 月	0.0250 月

【勤勉手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
６月期	0.8875 月	0.8875 月	0.0000 月
12 月期	**0.8875 月**	**0.9125 月**	0.0250 月
計	1.7750 月	1.8000 月	0.0250 月

③　上記②により改定した期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、令和９年度から６月期及び 12 月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第５条による改正の第８条第２項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
６月期	0.9625 月	**0.9750 月**	0.0125 月
12 月期	**0.9875 月**	**0.9750 月**	△0.0125 月
計	1.9500 月	1.9500 月	0.0000 月

【勤勉手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
６月期	0.8875 月	**0.9000 月**	0.0125 月
12 月期	**0.9125 月**	**0.9000 月**	△0.0125 月
計	1.8000 月	1.8000 月	0.0000 月

（４）　佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第６条及び第７条による改正）

①　市議会議員の令和８年 12 月に支給する期末手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第６条による改正の第６条第２項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
６月期	1.750 月	1.750 月	0.000 月
12 月期	**1.750 月**	**1.800 月**	0.050 月
計	3.500 月	3.550 月	0.050 月

②　上記①により改定した期末手当について、次の表のとおり、令和９年度から６月期及び 12 月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第７条による改正の第６条第２項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
６月期	1.750 月	**1.775 月**	0.025 月
12 月期	**1.800 月**	**1.775 月**	△0.025 月
計	3.550 月	3.550 月	0.000 月

（５）　佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第８条及び第９条による改正）

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、上記（４）の市議会議員の期末手当に係る支給月数の改定と同様の改定を行う（第８条による改正の第７条改正関係及び第９条による改正の第７条改正関係）。

（６）　施行期日

①　上記（１）①②、（２）、（３）①②、（４）①
及び（５）のうち第８条による改正関係　　公布の日

②　上記（１）③、（３）③、（４）②
及び（５）のうち第９条による改正関係　　令和９年４月１日

（担当課：総務課）

議案第 133 号

佐伯市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

（議案書 13 ページ）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本市の職員等に支給する旅費の種目、支給対象等の見直しを行うほか、関係条例の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

（１）　佐伯市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第１条による改正）

ア　旅行代理店等への直接支払に関する規定の新設

現行、旅費は、旅行した本人が受給できることとなっているが、旅行代理店等を通じて手配をする実態を踏まえ、当該旅行代理店等に対する直接支払を可能とするための規定を新たに設ける（第２条第１項第６号及び第３条第８項追加関係並びに改正後の第 10 条改正関係）。

イ　車賃の見直し

現行の車賃の名称を「その他の交通費」に変更し、タクシー及びレンタカーの利用に要する費用を新たに支給対象とする（改正後の第 15 条改正関係）。

ウ　宿泊料の見直し

現行の宿泊料の名称を「宿泊費」に変更し、現行の定額支給方式から上限付き実費支給方式に変更する。なお、上限額は、地域の実情等を勘案し、宿泊費基準額を規則で定める（改正後の第 16 条改正関係及び改正後の第 25 条第２項追加関係）。

エ　包括宿泊費の新設

移動及び宿泊が一体となったパック旅行に要する経費として、交通費の額及び宿泊費基準額の合計額を上限とした包括宿泊費を新設する（改正後の第 17 条追加関係）。

オ　日当の廃止及び宿泊手当の新設

目的地内での諸雑費や交通費に充てるための日当を廃止し、宿泊に伴う夕朝食代の掛かり増しを含む雑費に充てる費用として、宿泊手当を新設する。なお、その額は、一夜当たり 2,400 円とし、宿泊代金に食事代金が含まれている場合は、その食事回数に応じた一定の額を差し引くこととする（改正前の第 20 条及び別表第１削除関係並びに改正後の第 18 条追加関係）。

（２）　関係条例の整備（第２条及び第３条による改正）

上記（１）の改正に準じて、次に掲げる条例において必要な規定の整備を行う。

ア　佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

イ　佐伯市証人等の実費弁償に関する条例

（３）　施行期日

令和９年４月１日

（担当課：総務課）

議案第 134 号

佐伯市大手前情報発信館条例等の一部改正について

（議案書 22 ページ）

公の施設の管理を行う指定管理者の管理指定期間に係る規定を改めようとするものである。

現在、指定管理者の管理指定期間については、各条例において、その管理開始日を４月１日と規定しており、年度開始直後に指定の取消しがあった場合などは、長期間、指定管理者による管理ができず、施設の供用に支障を来すケースが生じることとなる。

そのため、今後は、管理開始日の柔軟な設定ができるようにしようとするものである。

＜改正の内容＞

（１）　指定管理者の管理指定期間の規定の整備

次の表に掲げる条例（62 件）に規定する指定管理者の管理指定期間について、その管理開始日を定めた規定を削除する。

条番号	改正する条例の名称	改正箇所	担当課
第１条	佐伯市大手前情報発信館条例	第 18 条	地域振興課
第２条	佐伯市コミュニティセンター条例	第 20 条	コミュニティ創生課
第３条	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例	第５条	文化芸術交流課
第４条	佐伯市宇目商業団地関連施設条例	第５条	商工振興課
第５条	佐伯市シルバーワークプラザ条例	第６条	商工振興課
第６条	佐伯市木浦地区ふれあい施設条例	第５条	観光課
第７条	佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設条例	第５条	観光課
第８条	佐伯市本匠農林産物直売施設条例	第５条	観光課
第９条	佐伯市グリーンパーク直川条例	第６条	観光課
第 10 条	佐伯市鉱泉センター直川条例	第６条	観光課
第 11 条	佐伯市直川憩の森公園条例	第６条	観光課
第 12 条	佐伯市小半ふれあい広場条例	第５条	観光課
第 13 条	佐伯市小半森林公園キャンプ場条例	第５条	観光課
第 14 条	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例	第５条	観光課
第 15 条	佐伯市道の駅やよい条例	第５条	観光課
第 16 条	佐伯市道の駅かまえ条例	第５条	観光課
第 17 条	佐伯市米水津ふるさと物産館条例	第５条	観光課
第 18 条	佐伯市鶴見マリンクラブハウス条例	第５条	観光課
第 19 条	佐伯市藤河内渓谷観光施設等条例	第６条	観光課
第 20 条	佐伯市高平キャンプ場条例	第５条	観光課
第 21 条	大入島食彩館条例	第５条	観光課
第 22 条	佐伯市うめキャンプ村条例	第５条	観光課
第 23 条	佐伯市道の駅宇目条例	第５条	観光課
第 24 条	佐伯市かまえインターパーク条例	第 17 条	観光課
第 25 条	佐伯市上浦しおさいの里条例	第６条	観光課
第 26 条	佐伯市佐伯駅周辺観光施設条例	第 18 条	観光課
第 27 条	佐伯市特定公共賃貸住宅条例	第 32 条	建築住宅課

第 28 条	佐伯市重岡ライスセンター条例	第５条	農政課
第 29 条	佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例	第６条	農政課
第 30 条	佐伯市多目的集会施設等条例	第５条	農政課
第 31 条	佐伯市生活改善センター条例	第５条	農政課
第 32 条	佐伯市鶴見農産物等直売施設条例	第５条	農政課
第 33 条	佐伯市深島みそ生産施設条例	第５条	農政課
第 34 条	佐伯市本匠農産加工施設条例	第５条	農政課
第 35 条	佐伯市本匠釜茶加工施設条例	第５条	農政課
第 36 条	佐伯市本匠堆肥化施設条例	第５条	農政課
第 37 条	佐伯市宇目農林産物等直売所条例	第５条	農政課
第 38 条	佐伯市直川農林産物加工直売所条例	第５条	農政課
第 39 条	佐伯市本匠林産物加工施設条例	第５条	林業課
第 40 条	佐伯市林業集会施設条例	第５条	林業課
第 41 条	佐伯市間越特産品加工施設条例	第５条	水産課
第 42 条	佐伯市漁村センター等条例	第５条	水産課
第 43 条	佐伯市国民健康保険診療所条例	第 11 条	保険年金課
第 44 条	佐伯市地域福祉センター条例	第５条	福祉保健企画課
第 45 条	佐伯市社会福祉センター条例	第 19 条	福祉保健企画課
第 46 条	佐伯市放課後児童クラブ条例	第５条	こども福祉課
第 47 条	佐伯市保健福祉総合センター和楽条例	第 23 条 第 31 条	高齢者福祉課
第 48 条	佐伯市生活支援ハウス条例	第 15 条	高齢者福祉課
第 49 条	佐伯市上浦ふれあいプラザ条例	第６条	高齢者福祉課
第 50 条	佐伯市特別養護老人ホーム条例	第８条	高齢者福祉課
第 51 条	佐伯市老人憩の家条例	第５条	高齢者福祉課
第 52 条	佐伯市老人デイサービスセンター条例	第６条	高齢者福祉課
第 53 条	佐伯市高齢者活動促進施設条例	第５条	高齢者福祉課
第 54 条	佐伯市高齢者生活福祉センター条例	第７条	高齢者福祉課
第 55 条	佐伯市小浦高齢者コミュニティセンター条例	第５条	高齢者福祉課
第 56 条	佐伯市視聴覚センター条例	第６条	社会教育課
第 57 条	佐伯市立佐伯図書館条例	第６条	社会教育課
第 58 条	佐伯市蒲江集会所条例	第５条	社会教育課
第 59 条	佐伯市蒲江海の資料館条例	第７条	社会教育課
第 60 条	佐伯弓道場条例	第５条	体育保健課
第 61 条	佐伯市都市公園条例	第 21 条	体育保健課
第 62 条	佐伯市南浜テニスコート条例	第５条	体育保健課

（２） 施行期日

公布の日

（担当課：全般的な事項については行政マネジメント課、各条例については各担当課）

議案第 135 号

佐伯市火災予防条例の一部改正について

（議案書 31 ページ）

焼肉店等の客席で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクト等に起因する火災の発生状況に鑑み、国において、排気ダクト等の火災予防上必要な管理が示されたことから、当該管理に係る規定の整備をしようとするものである。

＜改正の内容＞

（１）　排気ダクト等の火災予防上必要な管理に係る規定の整備

消防法令では、容易に移動ができない厨房設備に付随して設置される排気ダクト等の設置及び管理の基準を規定しているが、比較的小型で移動して使用できる調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等については、特段の基準は定められていない。

そのため、液体燃料、固体燃料若しくは気体燃料を使用する調理に用いる器具又は電気を熱源とする調理に用いる器具の周囲において使用する排気ダクト等に、油脂等が付着しないように適切な管理を行わなければならない旨を新たに定める（第 18 条第３項、第 19 条第３項、第 20 条第３項及び第 21 条第３項追加関係）。

（２）　施行期日

令和９年４月１日

（担当課：予防課）

議案第 136 号

南田原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

（議案書 32 ページ）

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第３条第８項において準用する同条第１項及び第５項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合は、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。

本議案は、南田原辺地に係る公共的施設の総合整備計画（計画期間：令和６年度から令和 10 年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

（１）　計画の変更内容

「桑峡橋長寿命化」に係る事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を変更する。

（２）　計画の変更理由

橋梁補修工事の実施に当たっての調査において、当初確認した補修箇所に加えて、追加を要する補修箇所が新たに確認されたことに伴い、事業費が増額となった。

（３）　事業費及び財源内訳の変更内容

（単位：千円）

項目	事業費	財源内訳		
		国庫補助金	辺地対策事業債	一般財源
①　変更前	3,120	1,765	1,300	55
②　変更後	4,220	2,354	1,800	66
③　今回計上額 （③=②－①）	1,100	589	500	11

※辺地対策事業債（充当率 100%　交付税措置率 80%）

（担当課：政策企画課）

議案第 137 号

大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

（議案書 35 ページ）

議案第 136 号と同様に、大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（計画期間：令和６年度から令和 10 年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「大島航路定期船主機関等換装事業」の追加であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

＜大島航路定期船主機関等換装事業の概要＞

（１）　事業の目的

現有している定期船は、平成 24 年に配備し、離島航路を維持する唯一の公共交通機関としての役割を担ってきた。しかし、配備後 14 年が経過し、主機関等の老朽化が著しいため、換装を行い、船舶の長寿命化を図る必要がある。

（２）　事業の内容

令和９年度

主機関等の換装　一式

（３）　事業費及び財源内訳

（単位：千円）

事業費	財源内訳		
	公営企業債	辺地対策事業債	一般財源
77,303	38,700	38,600	3

※公営企業債（充当率 50%　交付税措置なし）

※辺地対策事業債（充当率 50%　交付税措置率 80%）

（担当課：政策企画課）

議案第 138 号

佐伯市小半ふれあい広場条例の一部改正について

（議案書 38 ページ）

佐伯市小半ふれあい広場の構成施設の一つである「林業研修施設」を廃止しようとするものである。

＜改正の内容＞

（１）　林業研修施設の廃止

令和５年９月に佐伯市本匠もくもく館が火災により焼失したことに伴い、令和６年９月定例会において議決をいただき、佐伯市本匠もくもく館条例を廃止したところである。

しかしながら、佐伯市本匠もくもく館には、佐伯市小半ふれあい広場の構成施設の一つである林業研修施設が隣接しており、当該火災により当該林業研修施設も焼失していたが、佐伯市小半ふれあい広場条例の改正等の措置がなされていないことが判明した。

このことから、当該林業研修施設の再建に係る経費、利用状況等を勘案し、当該林業研修施設を廃止する（別表改正関係）。

（２）　施行期日

公布の日

（担当課：観光課）

議案第 139 号

佐伯市市営住宅条例の一部改正について

（議案書 39 ページ）

入居の状況、施設の老朽化等を総合的に勘案し、市園団地及び西ヶ平団地を用途廃止しようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第２条の規定により、議会において出席議員の３分の２以上の者の同意を得なければならない。

＜改正の内容＞

（１）　用途廃止する市営住宅の名称等に係る規定の削除

市営住宅の管理は、「佐伯市公営住宅等長寿命化計画」により行っており、これに基づき老朽化等により用途廃止を予定している市営住宅のうち、市園団地は令和６年３月に、西ヶ平団地は同年２月に全入居者の退去が完了し、あわせて、当該地区、大分県等との事前協議も完了した。

これに伴い、用途廃止する市営住宅の名称等の規定を削除する（別表改正関係）。

＜用途廃止する市営住宅の概要＞

名称	位置	構造	棟数	戸数	建築年
市園団地	佐伯市宇目大字重岡 665 番地１	簡易耐火２階	１棟	６戸	昭和 55 年
西ヶ平団地	佐伯市蒲江大字竹野浦河内 387 番地１	木造	２棟	４戸	昭和 35 年

（２）　施行期日

令和９年４月１日

（担当課：建築住宅課）

議案第 140 号

佐伯市公共下水道条例及び佐伯市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正について

（議案書 40 ページ）

下水道法の一部改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

＜改正の内容＞

（１）　佐伯市公共下水道条例の一部改正（第１条による改正）

下水道法の一部改正により、人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換等）に必要な規定の整備（集合処理から個別処理への転換をした区域等を排水区域及び処理区域の定義から除く改正）がなされたことに伴い、本条例に定める排水区域及び処理区域の定義を同法の改正後の定義に改める（第２条第４号及び第５号改正関係）。

（２）　佐伯市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正（第２条による改正）

下水道法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第１条及び第３条改正関係）。

（３）　施行期日

下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 65 号）の施行の日

（担当課：営業課）

議案第 141 号
佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について
（議案書 41 ページ）
佐伯市宇目商業団地関連施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 142 号
佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の指定管理者の指定について
（議案書 42 ページ）
佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 143 号
佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場を併せて管理する指定管理者の指定について
（議案書 43 ページ）
佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 144 号
佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設の指定管理者の指定について
（議案書 44 ページ）
佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 145 号
佐伯市藤河内渓谷観光施設等の指定管理者の指定について
（議案書 45 ページ）
佐伯市藤河内渓谷観光施設等の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 146 号
佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について
（議案書 46 ページ）
佐伯市高平キャンプ場の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 147 号

大入島食彩館及びマリンハウス海人夏館を併せて管理する指定管理者の指定について

（議案書 47 ページ）

大入島食彩館及びマリンハウス海人夏館を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 148 号

佐伯市上浦しおさいの里の指定管理者の指定について

（議案書 48 ページ）

佐伯市上浦しおさいの里の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 149 号

佐伯駅周辺観光施設の指定管理者の指定について

（議案書 49 ページ）

佐伯駅周辺観光施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 150 号

佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について

（議案書 50 ページ）

佐伯市重岡ライスセンターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 151 号

佐伯市本匠堆肥化施設の指定管理者の指定について

（議案書 51 ページ）

佐伯市本匠堆肥化施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 152 号

佐伯市本匠農産加工施設の指定管理者の指定について

（議案書 52 ページ）

佐伯市本匠農産加工施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 153 号

佐伯市本匠釜茶加工施設の指定管理者の指定について

（議案書 53 ページ）

佐伯市本匠釜茶加工施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 154 号

佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定について

（議案書 54 ページ）

佐伯市直川農林産物加工直売所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 155 号

佐伯市本匠林産物加工施設の指定管理者の指定について

（議案書 55 ページ）

佐伯市本匠林産物加工施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 156 号

字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業（区画整理））

（議案書 56 ページ）

令和元年度から細田地区において実施している県営の土地改良事業のしゅん工に伴い、ほ場の区画や道路・水路等の配置が変更されたことから、当該変更後の土地の区画と従来の字界との整合を図るため、字の区域を変更しようとするものである。

（１） 変更する字の区域

ア 佐伯市弥生大字細田字長池 703 の 24、800 の１及び 800 の２並びにこれらに隣接する道路である市有地

⇒ 佐伯市弥生大字細田字鳥越に編入

イ 佐伯市弥生大字細田字鳥越 1860 の１の一部、1861 の１の一部及び 1861 の２の一部並びに 1861 の２に隣接する道路である市有地の一部

⇒ 佐伯市弥生大字細田字中州賀に編入

ウ 佐伯市弥生大字細田字中州賀 1874 の一部、1875 の一部及び 1876 の１の一部

⇒ 佐伯市弥生大字細田字鳥越に編入

（２） 変更の効力発生日

土地改良法の規定による換地処分の公告があった日の翌日

（担当課：農林水産工務課）

議案第 157 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

（議案書 60 ページ）

地方税法等の一部改正に伴い、令和４年度から実施している未就学児（６歳に達する日以後の最初の３月 31 日以前である被保険者）に係る被保険者均等割額の減額措置を、令和９年度から 18 歳未満被保険者（18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日以前である被保険者）まで、その対象範囲を拡大しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

（１） 18 歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の減額措置

18 歳未満被保険者に係る被保険者均等割額を５割減額する（第 23 条第２項改正関係）。

ア 基礎課税額の被保険者均等割額（第１号関係）

世帯の区分	改正前	改正後	差額 （減額する額）
７割軽減世帯	6,900 円	3,450 円	△3,450 円
５割軽減世帯	11,500 円	5,750 円	△5,750 円
２割軽減世帯	18,400 円	9,200 円	△9,200 円
上記以外の世帯	23,000 円	11,500 円	△11,500 円

イ 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第２号関係）

世帯の区分	改正前	改正後	差額 （減額する額）
７割軽減世帯	2,850 円	1,425 円	△1,425 円
５割軽減世帯	4,750 円	2,375 円	△2,375 円
２割軽減世帯	7,600 円	3,800 円	△3,800 円
上記以外の世帯	9,500 円	4,750 円	△4,750 円

【７割軽減世帯】総所得金額及び山林所得金額の合算額が基本額（※）を超えない世帯

【５割軽減世帯】総所得金額及び山林所得金額の合算額が基本額に被保険者等１人につき 31 万円を加算した金額を超えない世帯

【２割軽減世帯】総所得金額及び山林所得金額の合算額が基本額に被保険者等１人につき 57 万円を加算した金額を超えない世帯

（※）【基本額】43 万円＋（（給与所得者等の数－１）×10 万円）

（２） 施行期日

令和９年４月１日

（担当課：保険年金課）

議案第 158 号

佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び佐伯市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案書 61 ページ）

家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（以下これらを「内閣府令」という。））を踏まえ、条例で定めなければならない。

今般、内閣府令の一部改正により、児童対象性暴力等の防止等に関する規定が追加されたことに伴い、内閣府令と同様の改正をしようとするものである。

＜改正の内容＞

（１）　児童対象性暴力等の防止等に関する規定の追加

次の表に掲げる条例において、家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付ける。

条番号	改正する条例の名称	改正箇所
第１条	佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第 13 条
第２条	佐伯市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第 13 条の２追加

（２）　施行期日

令和８年 12 月 25 日

（担当課：こども福祉課）

議案第 159 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

（議案書 63 ページ）

「佐伯市高齢者生産活動施設条例」を廃止しようとするものである。

＜改正の内容＞

（１）　佐伯市高齢者生産活動施設条例の廃止

佐伯市重岡高齢者生産活動施設及び佐伯市小野市高齢者生産活動施設は、高齢者が木工品の生産を通じて技術の習得等をすることで生きがいの高揚を図り、地域の活性化につなげるため、旧宇目町が整備した施設であるが、当該施設の利用対象団体である佐伯市宇目高齢者木工品生産グループの今後の利用が見込めないほか、整備後 38 年が経過し、老朽化も進行していることから、「佐伯市高齢者生産活動施設条例」を廃止する（本則第 101 号追加関係）。

（２）　施行期日

令和９年４月１日

（担当課：高齢者福祉課）

議案第 160 号

佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正について

（議案書 64 ページ）

令和８年度末をもって、佐伯市保健福祉総合センター和楽の附属設備器具のうち、「浴室・サウナ」及び「リラクゼーション」を廃止しようとするものである。

＜改正の内容＞

（１）　「浴室・サウナ」及び「リラクゼーション」の廃止

「浴室・サウナ」については、ボイラー室からの配管の老朽化が著しく、水漏れが各所で発生し、特に１階の乳幼児健診等を行っている部屋の天井や壁に水漏れによるカビが発生し、不衛生な環境になっていることから、今後、当該附属設備器具の供用を継続していくためには、大規模な改修工事が必要となる。

また、「リラクゼーション」については、近年の利用状況を踏まえ、リラクゼーション機器の故障に伴う更新を見送り、現在、休止をしている状況にある。

これらのことから、「浴室・サウナ」及び「リラクゼーション」を廃止するため、これらの附属設備器具の使用料に係る規定を廃止する（別表改正関係）。

（２）　回数券の取扱い

上記（１）の廃止に伴い、「浴室・サウナ」及び「リラクゼーション」の利用に係る回数券を購入した者が、これらの附属設備器具の廃止日である令和９年４月１日以降に未使用の回数券を保有している場合は、同日から１年間に限り、当該未使用部分に係る使用料を還付する（附則第２項関係）。

【還付金の計算式】
還付金（１円未満切捨て）＝回数券の購入金額×（未使用の回数券枚数÷回数券総数 12 枚）

（３）　施行期日

令和９年４月１日

（担当課：健康増進課）

議案第 161 号

佐伯市条例の廃止に関する条例及び佐伯市米水津保健センター及び米水津温水プール条例の一部改正について

（議案書 65 ページ）

佐伯市宇目保健センター、佐伯市直川保健センター、佐伯市鶴見保健センター、佐伯市蒲江保健センター及び佐伯市米水津保健センターを廃止しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

（１）　佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正（第１条による改正）

合併当初に各保健センターで行っていた健康診査等は、その後の組織改編や施設・設備の不具合により、現在は、和楽や地域コミュニティセンター等に集約して行っている。

このことから、実質的に各保健センターの機能は移管されており、今後においても利用の見込みがないため、「佐伯市保健センター条例」を廃止する（本則第 102 号追加関係）。

（２）　佐伯市米水津保健センター及び米水津温水プール条例の一部改正（第２条による改正）

上記（１）と同様に、保健センター機能の移管に伴い、米水津保健センターを廃止する。

（３）　施行期日

令和９年４月１日

（担当課：健康増進課）

議案第 162 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

（議案書 67 ページ）

予防接種法の一部改正により、国が主体となって予防接種事務のデジタル化を進めており、自治体が行う予防接種事務にあっては、医療機関、国民健康保険連合会等の関係機関をつなぐ「予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム」を利用することとなる。

このシステムは、法定の予防接種（定期接種及び臨時接種）に加え、助成制度のある任意接種について使用することができることとされているが、個人番号（マイナンバー）を利用するシステムであることから、任意接種について使用するためには、独自利用事務として条例に位置付けることが必要となるため、規定の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

（１）　独自利用事務の追加

個人番号が利用できる独自利用事務として、「任意予防接種の実施、費用の助成又は実費の徴収に関する事務」を追加する（別表第１改正関係）。

（２）　施行期日

公布の日

（担当課：健康増進課）

議案第 163 号
ひがしなかよしクラブの指定管理者の指定について
（議案書 68 ページ）
ひがしなかよしクラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 164 号
星の子児童クラブの指定管理者の指定について
（議案書 69 ページ）
星の子児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 165 号
下堅田児童クラブの指定管理者の指定について
（議案書 70 ページ）
下堅田児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 166 号
海の子児童クラブの指定管理者の指定について
（議案書 71 ページ）
海の子児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 167 号
よのうづ子どもクラブの指定管理者の指定について
（議案書 72 ページ）
よのうづ子どもクラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 168 号
佐伯弓道場の指定管理者の指定について
（議案書 73 ページ）
佐伯弓道場の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 169 号
佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について
（議案書 74 ページ）
佐伯市南浜テニスコートの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

専決処分の報告

報告第 15 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

（議案書 75 ページ）

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第１項本文の規定により、令和８年 11 月４日付けで専決処分したので、同条第３項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

（１）　事　件　名：佐伯市米水津大字小浦 46 番地６の小浦漁港ふれあい公園付近の市道小竹線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

（２）　相　手　方：

（３）　事件の概要：令和８年７月30日午前９時40分頃、佐伯市米水津大字小浦46番地６の小浦漁港ふれあい公園において、佐伯市職員が草刈作業中に刈払機で小石を跳ね、当該公園付近の市道小竹線を走行中の相手方が所有する自動車の左側ドアガラスを破損した。

（４）　和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

（５）　賠 償 根 拠：国家賠償法第１条第１項

（６）　賠 償 金 額：167,200 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳　　車両修理費　　59,400 円

代車費用　　107,800 円

（担当課：農林水産工務課）

報告事項

第 20 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

（議案書 77 ページ）

市長の専決処分事項に関する条例本則第１号及び第２号の事項（１件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものである。

（１） 専決処分日：令和８年 10 月 19 日

（２） 事故の場所：佐伯市蒲江大字波当津浦 772 番 19 付近の県道古江丸市尾線

（３） 相 手 方：

（４） 事故の概要：令和８年５月 29 日午後４時頃、佐伯市蒲江大字波当津浦 772 番 19 付近の県道古江丸市尾線において、佐伯市コミュニティバス運行業務委託先運転手が業務上、市有コミュニティバスで波当津集会所前停留所へ向け走行中、道路の幅員が狭小の山間部にて対向車と対面したことから、当該対向車との擦れ違いのため当該コミュニティバスを後進させていたところ、後方確認が不十分であったため、後方で停車していた相手方が所有する大型自動二輪車に接触し、当該大型自動二輪車が転倒した。この転倒の際、当該大型自動二輪車に乗車していた相手方が、転倒を防ぐため当該大型自動二輪車を支えようとしたところ、左手首を負傷した。

（５） 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

（６） 賠 償 金 額：294,094 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	治療費	111,864 円
	通院交通費	630 円
	慰謝料	180,600 円
	文書料	1,000 円

（担当課：地域振興課）

第 21 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

（議案書 79 ページ）

第 20 号報告と同様の報告である。

（１） 専決処分日：令和８年 11 月６日

（２） 事故の場所：佐伯市米水津大字浦代浦 1239 番地２の佐伯市米水津地域コミュニティセンターそばの駐車場

（３） 相 手 方：

（４） 事故の概要：令和７年 10 月 26 日午後３時 15 分頃、佐伯市米水津大字浦代浦 1239 番地２の佐伯市米水津地域コミュニティセンターそばの駐車場において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該駐車場に駐車するため後進していたところ、後方のグラウンド（同日は米水津おさかなまつりの会場）に停車していた相手方が所有する自動車に接触し、その接触により相手方が頚部及び腰部を負傷した。

（５） 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

（６） 賠 償 金 額：1,630,211 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	治療費	743,751 円
	通院交通費	4,860 円
	慰謝料	881,600 円

（担当課：米水津振興局）

第 22 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

（議案書 81 ページ）

第 20 号報告と同様の報告である。

（１）　専決処分日：令和８年 11 月４日

（２）　事故の場所：佐伯市来島町 27 番 19 号付近の市道臼坪女島線

（３）　相　手　方：

（４）　事故の概要：令和８年９月 17 日午後３時 30 分頃、佐伯市来島町 27 番 19 号付近の市道臼坪女島線において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、２台前を走行する自動車が当該市道右側の店舗駐車場へ入場するため停止したことにより、前方を走行中の相手方が所有する自動車が停止したが、当該市道沿いの歩道を自転車に乗った高齢者がふらつきながら走行していることに不意に気を取られブレーキを踏み込むのが遅れたため、当該市有自動車の停止が間に合わず追突し、相手方が所有する自動車の後方バンパーを損傷した。

（５）　和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

（６）　賠 償 金 額：85,514 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳　　車両修理費　85,514 円

（担当課：農林水産工務課）